

西九条佐保線 都市計画(案)説明会の概要

対象地域	: 大安寺7丁目自治会
日時	: H19年12月21日(金) 19:00~21:00
場所	: 大安寺会館
出席者	: 27人

【主な質疑内容】

- 工事にいつから着手するのか。
→ 来年3月までに都市計画決定し、その後、予算要求を行い事業化し、事業化後にスケジュールを示していきたい。(県)
- なぜ、高架道路を建設することになったのか。JR関西本線を八条踏切から高架としていけば、高速道路の壁は出来ていなかった。
→ 事業費が大きい事業は、国から補助金をもらい補助事業で進める必要がある。鉄道を高架とする場合の採択基準があり、現在の連続立体交差事業の区間が決められている。(県)
- 当時、第1回の区画整理審議会で質問したが、当時の市の部長がJR関西本線を八条踏切から高架にすると約束されている。記録したテープも残っており、元の計画に戻すべきである。
- JR関西本線を越えて高架にすることは昔から決まっていたのか。
→ 西九条佐保線は昭和41年に都市計画決定されており、当初から道路が高架でJR関西本線を越える計画である。その後、JRの高架の計画を行った。(県)
- 大和田紀寺線は、事業をしないのか。
→ 現在、計画を見直し中であり、計画案を作成した段階で説明する。(県)
- 高架が出来ると、騒音、排気ガス、電波障害の問題が生じるが、環境影響評価の調査は、道路より西側ばかりで行っているのではないか。
→ 調査は、この地域の代表となる地点で行っている。環境影響評価の予測は、道路の西側だけで行っているものではなく、道路からの影響を考慮した上で道路の両側で予測している。例えば、大気質では、年間を通じた風向、風力を調査し、それらを考慮し予測している。(県)
- 高架道路が出来ることによる電波障害についてどう考えているのか。共同アンテナの設置は検討しているのか。
→ 工事を行う前と完成後に電波状況を調査し、完成後、問題が生じた場合、地元の皆様方と協議を行い対応を検討していく。(県)
- パンフレットに「平成42年の交通量」と書いてあるのは、西九条佐保線が平成42年に出来るということか。
→ 道路計画は、約20年後の状況を踏まえて行っており、平成42年を目標につくるということではない。(県)
- 将来は、人口も減り、道路を通行する交通量も減少してくることから、西九条佐保線への投資は無駄にならないか。投資した分に応じて、税金も上がってくる。
→ 将来の人口の状況、自動車の利用状況を考慮して予測している。現在、奈良県の人口は約141万人であるが、平成42年には約133万人になると推計されており、それを考慮した上で、将来交通量を予測しても西九条佐保線の整備は必要であると考えている。(県)
- 一般部は、JR関西本線を越えて先に地上に取り付く計画としているのに対し、なぜ高架道路となる専用部は、四条線と交差する箇所を越えて地上に取り

付く計画としたのか。

→ 皆様お住まいの地域に通過交通が流入することを出来る限り避け、地域内交通の安全向上を図るため、高架部と側道部の構造を分離している。また、大和北道路からの交通を奈良市中心部にスムーズに流入するように出来る限り高架区間を伸ばす計画にしている。高架区間を短くすれば、大森高畑線までに幾つもの信号のある交差点が出来ることになり、スムーズな交通の流れが確保出来ない等の問題が生じる。(県)

○ 西九条佐保線に、中央分離帯は設けるのか。

→ 設ける計画はない。(県)

○ 計画変更により、菩提川はどの位置に付け替えるのか。

→ 現在は、未だ決定しておらず、測量した上で検討し、計画を説明していきたい。(県)

○ 西九条佐保線と四条線との交差部で、通行規制がかかるのであれば四条線は整備しないのか。

→ 四条線は、整備が必要な道路であると考えている。機能回復について、市、地元とも相談しながら機能回復について検討していく。(県)

○ 西九条佐保線と四条線との交差部を平面道路として整備しないのなら、計画に反対する。日常、買い物等で利用している生活道路としての機能がなくなる。

○ 西九条佐保線を整備せず、県立図書館の前面の道路まで四条線を整備出来ないのか。

→ 四条線との交差部で構造的に規制がかかるが、地元とも相談しながら機能回復について検討していく。(市)

○ 田んぼを所有しているが、高架の下は買収されるのか。

→ 道路の区域については、買収する。(県)

○ 用地買収に応じないと言え、どうなるのか。

→ 用地買収のご協力を得られるように協議させていただく。(市)

○ 区画整理地内にある大森西町線から、西九条佐保線の専用部及び一般部に乗り入れ出来るのか。

→ 西九条佐保線と大森西町線との交差部は、大型車も通行可能な桁下4.7mを確保しており、通行規制は無い。なお、専用部には直接乗り入れ出来ないが、一般部を通行していただき、(仮称)奈良ICに乗り入れが可能である。(県)

○ 車両を通すのに、地上から高架までの空間を4.7mも必要か。

→ 構造基準で建築限界が定められている。(県)

○ 西九条佐保線の事業費はいくらになるのか。事業主体はどこか。

→ 変更する区間で、約270億円と想定している。事業主体は現在未定である。(県)

○ (仮称)奈良ICが出来れば、大和北道路からの交通と大阪方面からの両方向からの交通が奈良市内に流入して来たときに交通処理が出来るのか。九条線を活用し、(仮称)大和郡山北ICに交通を誘導出来ないのか。若しくは、(仮称)奈良ICの隣に駐車場を設けた上で、バス路線も活用出来ないか。

→ ICの位置は、どの地域の交通を処理するかを視野に入れ検討している。(仮称)奈良ICは奈良市市街地、(仮称)大和郡山北ICは大和郡山市街地からの交通が利用できるよう、それぞれICを設ける計画としている。西九条佐保線は、(仮称)奈良ICから奈良中心市街地へのアクセス道路として必要な道路と考えている。

なお、奈良市中心部での道路整備以外の交通処理については、現在実施しているパークアンドライドの拡充やバス専用レーン等の今後のTDM施策のあり方について現在、検討しているところ。(県)

- 議事録はインターネット上に出すのか。また、説明会日時を説明会開催前にインターネットで周知して欲しい。
 - 本日の議事録は、後日、県のホームページに掲載する。
説明会は、沿道の全地域で去年の6月～7月、10月に開催しており、その後自治会長から、説明会の開催要望を受ければ、その地区で説明会を開催している。説明会は、今後も自治会長を通じて開催させていただきたい。(県)
- パソコンを利用しない者は、議事録を確認出来ない。
 - パソコンを利用しない方もおられるため、パンフレットを配布して情報提供に努めている。(県)
- 本日の説明会の意見は、計画に反映されるのか。計画を修正するのか。
 - 現在、説明した計画案が最適であると考えており、この案を都市計画審議会に諮る予定である。審議会では、説明会でのご意見や意見書についても報告し、審議いただく。(県)
- 都市計画決定後に、工事の詳細な変更は可能か。
 - 工事に入る際には、詳細について地元の方々と相談しながら決めていきたい。(県)
- 地元としてのメリット・デメリットは何か。
 - 西九条佐保線を整備することにより、生活道路に迂回する交通が排除されることや、自転車歩行車道を設置することから、地域の交通安全の向上を図ることが出来ると考えている。(県)